宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年６月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①樹屋合同会社　②北海道知事上川(2)第1227号　③清算人　**鄭**君朗　④北海道富良野市北の峰町13番29号　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦北海道富良野市北の峰町13番29号　樹屋合同会社　清算人　**鄭**君朗

①株式会社アセットプラザ　②東京都知事(1)112397　③代表取締役　谷田部由希子　④東京都新宿区西新宿六丁目12番７号ストーク新宿１階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿六丁目12番７号ストーク新宿１階　株式会社アセットプラザ　代表取締役　谷田部由希子

（仮称）蒲野沢大森風力発電事業に係る対象事業の実施引継ぎの公表

環境影響評価法第三十条第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第十七条の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公表します。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所

事業者の名称　株式会社ユーラスエナジーホールディングス

代表者の氏名　代表取締役社長　諏訪部哲也

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番一号

二、引き継ぎ前の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）蒲野沢大森風力発電事業

風力発電所設置事業

発電設備出力　最大二万五千八百キロワット

風力発電機の基数　六基

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を合同会社ユーラス蒲野沢大森風力へ引継ぎましたので、環境影響評価法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所

事業者の名称　合同会社ユーラス蒲野沢大森風力

代表者の氏名　代表社員　株式会社ユーラスエナジーホールディングス　職務執行者　亀井　健司

主たる事務所の所在地　青森県下北郡東通村大字岩屋字苦厳平一番地四

令和八年六月十二日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

株式会社ユーラスエナジーホールディングス　代表取締役社長　諏訪部哲也